

人権だより

NO.100

令和7年2月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市菟田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

知ってほしい“里親制度”

里親制度とは

様々な事情により家庭で暮らせないこどもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する方を、児童福祉法で「里親」と呼びます。

里親制度は、これらのこどもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

里親の種類

養育里親	家族と暮らせないこどもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって、こどもの養親になることを希望する里親
親族里親	実親の死亡や行方不明などの理由により、祖父母などの親族がこどもを養育する里親

里親Q & A

- Q** 里親として何か特別な資格は必要？
A 特別な資格は必要ありません。
- Q** 里親としてこどもを迎え入れるのは、どのくらいの期間？
A 数日の一時的な預かりから、数週間～1年以内の短期委託、数年の長期委託まで様々です。
- Q** こどもの養育費は里親が負担するの？
A こどもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが県から支給されます。



里親制度について、さらに知りたい方は…

里親制度の詳しい内容や里親になるまでの流れ等は、県HPに掲載しています。右記QRコードからアクセス可能ですので、ご参照ください。



岐阜県HP



※この資料は法務省委託事業により作成されています。

車いすバスケットボール体験教室 を実施しました

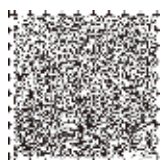
令和6年10月30日（水）に富加町立富加小学校、令和6年11月29日（金）に各務原市立稲羽東小学校において、車いすバスケットボール体験教室を実施しました。

車いすバスケットボールチーム「岐阜SHINE」の2名の選手による競技の説明の後、児童は競技用車いすに乗って前や後ろに動かす訓練とシュートの練習をしました。また、児童がグループに分かれて実際に試合も行い、白熱したプレーに歓声が上がりました。

競技用車いすに乗ったことがない児童の皆さんは、慣れない車いすを扱うことで、車いすを使用する大変さを体験しました。車いすに座った状態からバスケットゴールまでボールを投げるのが難しく、失敗する場面が多くありました。その一方で、ゴールが入った時にはみんなで喜ぶ姿があり、とても良い雰囲気で行われました。

試合の後には、児童と選手が交流する「語る会」を実施しました。児童が質問したことについて、選手が丁寧に答える時間を設けました。障がいがあることによる苦労や、どのような場面で手助けが欲しいかについて学ぶ良い機会となりました。

日頃、味わうことができない貴重な経験ができ、児童はこの教室を通して人権について考えることができました。





ボッチャ体験教室 を実施しました

令和6年度、県内5つの小中学校でボッチャ体験教室を実施しました。

岐阜ボッチャ協会の職員の方と選手をお迎えして、ボッチャというパラスポーツについて学習し、体験しました。

ボッチャはどれだけボールを的に近づけることができるかを競うスポーツで、障がいのある人もない人も楽しむことができます。

児童や生徒の多くは、ボッチャという競技をパラリンピックでしか目にしたことがなく、実際のボールに触れる機会はほとんどありませんでしたが、いざ手にしてみると「意外と重い」といった感想が多く聞かれました。

体験教室では担任の先生とボッチャの選手が対決する模擬ゲームを実施し、拮抗した試合展開で多くの歓声が飛び交いました。また、児童や生徒が実際にグループに分かれて試合をする場面では、敵のボールをはじく、あるいは相手の投球の邪魔になるような場所にボールを投げるといった高度なプレーも見られました。

体験教室の後半では「選手と語る会」と題して子どもたちと選手が交流しました。児童や生徒から出される質問は、競技に関することから普段の生活に至るまで様々であり、選手は一つ一つに丁寧に答えていました。

子どもたちはボッチャを通して障がいのある選手と交流し、人を思いやることの大切さを学ぶことができました。



今年度のボッチャ体験教室実施校

実施校

郡上市立牛道小学校
垂井町立表佐小学校
飛騨市立山之村小中学校
土岐市立泉小学校
中津川市立苗木中学校

実施日

令和6年 5月10日(金)
令和6年 6月12日(水)
令和6年10月 4日(金)
令和6年11月28日(木)
令和6年12月20日(金)



中学・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」

近年、様々な犯罪があとを絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者の多くは、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害（二次被害）に苦しめられることも少なくありません。

県警では平成22年度から交通事故や犯罪により突然愛する子どもをなくされたご遺族を講師に招き、中学・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

犯罪被害者遺族である講師が、その思いを直接、生徒に語りかけることによって、聴講した生徒らに犯罪被害者の思いや立場を理解してもらい、自分や他人の命を大切にすること、いじめや暴力をなくすことなどの規範意識の醸成に努めています。



授業の様子

授業を聴講した生徒の感想

- ・ 想像以上に未成年者による犯罪被害はたくさんあることを知った。被害者にならないようにすることは難しいけど、加害者にならないことは絶対できるので、実行していきたい。
- ・ 大切な人を失うことによる心の傷は、すごく時間がたってもなくなることを知った。
- ・ 命を大切にすることは、自分を大切にすることと思っていたが、他の人の命も大切にしなければいけないということを学んだ。

●副次的な被害（二次被害）とは？

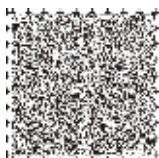
- ・ 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ・ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

★岐阜県警察犯罪被害者相談室

「犯罪被害者相談室」では、犯罪被害にあわれた方に寄り添い、突然襲ってきた悲しみなど誰にも話せない相談に応じています。一人で悩まずご相談ください。

<フリーダイヤル> **0120-870-783**

<携帯の方は> **058-277-3783**



ちょっといい話を紹介します (53)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさんお寄せいただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学校

「ありがとう」

私のお母さんは、障がい者グループホームの職員です。休みの日には、お母さんの働いている施設へ一緒にいきます。そこには、色々な障がいがある方がいて、私は役に立つと思いい、理解した上でそんな方達のお手伝いをすこしだけしています。するとたくさんの方に「ありがとう」と感謝を言ってもらえ、こんな私の方が嬉しい気持ちになりました。またたくさんお手伝いをし、役に立てるようにしたい気持ちになりました。



中学校

勇気ある友達の優しい姿

私は小学二年生の頃から腰が弱く、重い荷物を持ったりしゃべりすぎることが苦手です。そのせいで参加することが出来ない授業や、学校行事があります。心無い言葉を言われたりすると、疎外感を感じてかなり辛いです。そんな時、一人の友達は笑顔で話しかけてくれます。嫌な顔ひとつせず、黙って代わりに荷物を運んでくれます。周りの目を一切気にせず、咄嗟に行動できる姿は素晴らしいです。これからも自信をもって、前向きに生きます。



一般

四歳児の願い事

七歳の長女は難病を患っています。今の医療では生涯治らない病です。四歳の次女は、お姉ちゃんが何やら大変な病気になつてしまい、涙を流し心を痛めている姿をいつも隣で見えています。季節は七夕。短冊に願い事を書いて飾れる場所がありました。次女に「願い事何書く？」と聞くと、「お姉ちゃんの病気が治りますように。」との答え。その優しい願いを織姫彦星も聞いていて、難しい願いだけど叶えてくれると、お母さんも信じています。



岐阜県人権啓発センターからのお知らせ

人権啓発のための出前講座

職場・団体・自治会などの研修に、県内どこへでも講師が伺います！
講師派遣料は無料です。ぜひ、ご活用ください。

講座の内容

身近な人権課題他、多彩な講座メニューからお選び頂けます。

- ・人権全般 ・女性 ・子ども ・高齢者 ・障がい者 ・部落差別（同和問題）
- ・外国人 ・インターネットによる人権侵害 ・性的指向、性自認
- ・感染症に関わる差別 ・震災等の災害に関する差別 ・様々なハラスメント問題
- ・その他の人権課題 など

時間・対象ほか

時 間：月～金曜日／ 9:00～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

対 象： ☐ 企業 職場の人権研修、新入社員研修 など

☐ 地域 自治会の研修、住民学習会 など

☐ 教育機関 教職員研修、PTA研修 など

※児童・生徒・学生を対象にしたものは除きます。

講 師：岐阜県人権啓発指導員

まずは、お電話で日時・内容についてご一報ください。

その後、申込フォームまたは申込用紙にてお申込みください。

詳しくは、岐阜県人権啓発センターホームページ

（右記QRコード）からご確認ください。



岐阜県人権啓発センター
QRコード

岐阜県人権啓発センター

TEL：058-272-8252 FAX：058-278-2615

岐阜市荻田南2-1-1 岐阜県庁2階

メール c11227@pref.gifu.lg.jp

月～金曜日 9:00～17:00

電話・メールにてご相談ください（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

